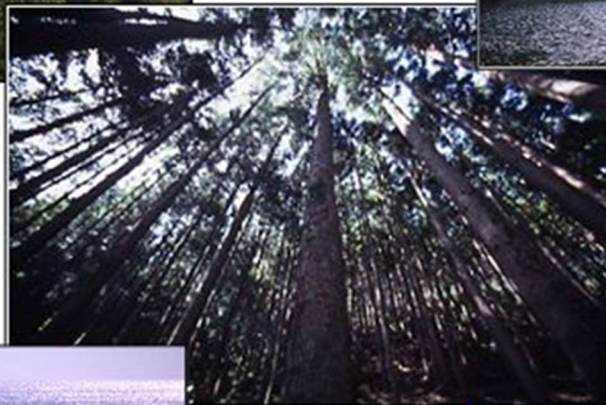


不動産公売広報

～和歌山地方税回収機構・紀の川市・かつらぎ町の
合同公売会に参加してみませんか～



期 日 : 令和4年5月31日 (火)
場 所 : 和歌山県自治会館3階306会議室

目 次

1. 公 売 の 概 要	1
2. 公 売 財 産 一 覧	7
3. 公 売 の 一 連 の 手 順	11
4. 公 売 参 加 の 手 引	13
5. 記 載 例	21
6. 公 売 財 産 の 明 細	33
機 構 4 - 1	34
機 構 4 - 2	48
紀 市 1 - 1	54
か 町 1 - 1	59
7. 公 売 会 場 の 御 案 内	67

1. 公 売 の 概 要

① 公売期日及び会場

公売期日及び会場	公売財産の売却区分番号
令和4年5月31日（火） 和歌山県自治会館 3階 306会議室 （和歌山市茶屋ノ丁2番1）	機 構 4-1 機 構 4-2 紀 市 1-1 か 町 1-1

② 公 売 財 産

「2. 公売財産一覧」及び「6. 公売財産の明細」を御覧ください。なお、今回の公売は、以下の機関が合同で実施します。

○和歌山地方税回収機構	売却区分番号	機 構 4-1
		機 構 4-2
○紀の川市	売却区分番号	紀 市 1-1
○かつらぎ町	売却区分番号	か 町 1-1

③ 公 売 方 法

入 札

④ 入 札 時 間

公売期日の14時00分～14時20分まで

注) 13時10分から担当職員が公売手続の説明を公売会場で行います。

説明を聞いた上で入札してください。

⑤ 公売保証金納付期限

公売期日の13時30分～14時10分まで

⑥ 開札時刻

公売期日の14時20分

⑦ 売却決定日時及び場所並びに買受代金納付期限

公売財産の 売却区分番号	売却決定日時及び場所	買受代金の納付期限
機 構 4-1 機 構 4-2	令和4年6月21日(火) 10時30分 和歌山地方税回収機構	令和4年6月21日(火) 11時30分
紀 市 1-1	令和4年6月21日(火) 10時30分 紀の川市役所 収納対策課	令和4年6月21日(火) 11時30分
か 町 1-1	令和4年6月21日(火) 10時30分 かつらぎ町役場 税務課	令和4年6月21日(火) 11時30分

注) 公売財産により場所が異なります。

⑧ 入札時の携行品等

◆公 売 保 証 金

公売財産ごとに所定の金額を、現金又は小切手（和歌山手形交換所加盟金融機関を支払人とする銀行振出に係るものに限る。ただし振出日から起算して7日を経過していないもの）で御用意ください。

なお、複数の公売財産の入札に参加される方で、小切手を使用される場合は、必ず公売財産（売却区分番号）ごとに小切手を御用意ください（複数の公売財産の公売保証金を1枚の小切手で用意されますと、入札に参加できない場合があります。）。

◆印 章

入札者が個人の場合は個人の印章

入札者が法人の場合で代表権を有する者が入札行為をする場合は代表者印

代理人が入札する場合は代理人の印章

◆収 入 印 紙（200円）

公売保証金の返還に当たって、公売保証金の金額が5万円以上で返還を受ける方が、営利法人又は個人営業者（営業に関しない場合は除く。）の場合に必要です。

◆本人確認証等

入札にお越しになる方（代理人の場合は代理人）の運転免許証等の顔写真付き証明証
法人の場合は商業登記簿謄本も併せてお持ちください。

確認のために証明証等を呈示又は提出いただくことがあります。

◆委 任 状

代理人が入札する場合は、代理権限を証する委任状をあらかじめ作成し、公売当日に御用意ください。法人の従業員等代表権限を有しない方が法人名で入札する場合にも必要です。委任状は、当機構ホームページからダウンロードできます。

◆買受適格証明書

公売財産が農地の場合に必要です。

◆共同入札代表者の届出書

共同で入札する場合は、事前に「共同入札代表者の届出書」を作成の上、公売当日に御用意ください。（入札をされる公売財産（売却区分番号）ごとに必要です。）

届出書は、当機構ホームページからダウンロードできます。

また、共同入札代表者以外の方が入札する場合は、共同入札代表者の委任状も併せて必要となります。

◆陳述書

入札に参加される方は、暴力団員等でないことを陳述する書類の提出が必要です。

また、他者から資金の提供を受けるなどしてその指示のもと入札される場合は、入札を指示した者も、暴力団員等でないことを併せて陳述する必要があります。

入札参加者等が個人か法人によって陳述書の様式が異なります（入札をされる公売財産（売却区分番号）ごとに御用意ください。）。

法人の場合は、商業登記簿謄本の提出も必要です。

陳述書は、当機構ホームページからダウンロードできます。

◆資格証(写し)

宅地建物取引業者又は債権回収業の営業許可を受けている方は、その免許証又は許可証の写し（有効期限内のもの）を陳述書と併せて提出してください。

◎ 注意事項

- ※ 公売財産の「見取図」等はおおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を御確認の上、入札してください。
なお、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。
また、執行機関は、公売財産の引渡義務は負わないため、占有者又は使用者等に対し明渡しを求める場合は、買受人が行うこととなります。
- ※ 「公売公告」及び「公売広報」に掲載されている公売財産については、滞納租税等の納付等により公売を中止する場合がありますので、公売会場に来られる前に御確認ください。
- ※ 公売財産に係る滞納租税等の完納の事実が、買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事実があるときは、売却決定を取り消します。
- ※ 13時10分までには公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。
- ※ 公売参加資格・入札方法については、「4. 公売参加の手引」及び「5. 記載例」を御覧ください。

※ 公売財産の現況や権利関係、法的規制等は、公売財産明細書等の関係資料のほか、登記簿等の公簿類、関係官庁、現地調査などで十分に内容を御確認の上、入札してください。

なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しないように留意してください。現地確認は、必ず御自身で行ってください。

その他、公売手続・公売財産等詳細については、「お問い合わせ先」まで御連絡ください。

☎お問い合わせ先

公売への参加方法・手続について		和歌山地方税回収機構 「不動産公売担当」 電話 073-422-3640（直通） ホームページアドレス http://www.w-zeikaishu.jp/
公売財産の 詳細、落札後 の手続につ いて	機 構 4-1 機 構 4-2	和歌山地方税回収機構「不動産公売担当」 電話073-422-3640（直通）
	紀 市 1-1	紀の川市役所 収納対策課 電話0736-77-2511（代表）
	か 町 1-1	かつらぎ町 税務課 電話0736-22-0300（代表）

2. 公売財産一覽

売却区分 番号	見積価額(円) 公売保証金(円)	公売財産 所在地等
機 構 4-1	11,100,000 円	①【土 地】 所 在 紀の川市藤崎字北田 地 番 356番 地 目 宅地 地 積 223.03㎡
	1,110,000 円	②【土 地】 所 在 紀の川市藤崎字宮ノ前 地 番 357番 地 目 宅地 地 積 975.35㎡ ③【建 物】 所 在 紀の川市藤崎字北田 356番地 家屋番号 356番 種 類 居宅 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 床 面 積 1階 49.68㎡ 2階 24.84㎡ ④【建 物】 所 在 紀の川市藤崎字宮ノ前 357番地 家屋番号 357番 種 類 作業所 構 造 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建 床 面 積 497.24㎡
		※以上 登記簿による表示 ※一括換価の方法により公売

売却区分 番号	見積価額(円)	公売財産
	公売保証金(円)	所在地等
機 構 4-2	3,056,000 円	①【土 地】 所 在 御坊市塩屋町北塩屋字峠 地 番 662 番 7 地 目 宅地 地 積 234.90 m ²
	310,000 円	②【土 地】 所 在 御坊市塩屋町北塩屋字峠 地 番 662 番 8 地 目 宅地 地 積 45.82 m ² ※以上 登記簿による表示 ※一括換価の方法により公売

売却区分 番号	見積価額(円)	公売財産
	公売保証金(円)	所在地等
紀市 1-1	4,320,000円	①【土地】 所 在 紀の川市池田新字梅ノ木 地 番 338番1 地 目 宅地 地 積 494.61㎡
	440,000円	②【建物】 所 在 紀の川市池田新字梅ノ木338番地1 家屋番号 338番1の1 種 類 居宅 構 造 鉄骨造スレート葺2階建 床面積 1階 126.61㎡ 2階 59.33㎡
※以上 登記簿による表示 ※一括換価の方法により公売		

売却区分 番号	見積価額(円)	公売財産
	公売保証金(円)	所在地等
か 町 1-1	360,000 円	<p>①【土 地】</p> <p>所 在 伊都郡かつらぎ町大字三谷字上シマ</p> <p>地 番 1570 番 1</p> <p>地 目 宅地</p> <p>地 積 359.31 m²</p>
	36,000 円	<p>②【建 物】</p> <p>所 在 伊都郡かつらぎ町大字三谷字上シマ</p> <p>地 番 1570 番地 1、1571 番地 1</p> <p>家屋番号 1570 番 1</p> <p>種 類 居宅・物置</p> <p>構 造 木造瓦葺2階建</p> <p>床 面 積 1 階 63.55 m² 2 階 87.99 m²</p> <p>附属建物の表示</p> <p>符 号 1</p> <p>種 類 居宅・物置</p> <p>構 造 木造瓦葺2階建</p> <p>床 面 積 1 階 74.64 m² 2 階 110.38 m²</p> <p>※以上 登記簿による表示 ※一括換価の方法により公売</p>

3. 公売の一連の手順

「4. 公売参加の手引」も必ず御覧ください。

(1) 受付（13：00～）

- ①公売参加者受付簿に氏名（名称）を記入します。
- ②受付番号票、公売保証金明細書を受け取ります。
- ③次の手続までに公売保証金明細書の必要箇所を御記入ください。

(2) 公売保証金の受付（13：30～14：10）

- ①受付番号票、公売保証金明細書、陳述書、売却区分番号ごとの公売保証金及び印章を持って公売保証金納付場所（別室）にお入りください（当日御案内します。）。
- ②代理入札の場合は「委任状」、共同入札の場合は「共同入札代表者の届出書」、公売財産が農地の場合は「買受適格証明書」を御用意ください。
- ③陳述書（別紙を含む。）提出後の訂正はできません。
- ④公売保証金の納付後「公売保証金領収書」（公売保証金の返還時に必要）、「入札書」（共同入札の場合は、入札書と共同入札書）及び「入札用封筒」をお受け取りいただきます。

(3) 入札（14：00～14：20）

- ①「6. 公売財産の明細」を参考にして売却区分番号ごとの物件を確認した上で、記載誤りのないよう「入札書」に日付、住所は住民登録地、法人の場合は本店所在地を記載し、氏名は戸籍名を記載します。共同入札の場合は、「共同入札書」にも必要事項を記入してください。
- ②入札価額はアラビア数字ではっきりと記載し、頭に「金」又は「¥」マークを付けます。
- ③「入札書」（共同の場合は入札書と共同入札書）を入札用封筒に入れ、のり付けをします。複数の財産の入札をされる場合でも、一つの封筒に入れてください。
- ④その他、入札書に記載されている注意事項をお読みください。
- ⑤入札は終了時刻をもって直ちに締め切りますので、時間内に入札願います。

(4)開札（14：20～）

- ①係員が開札し、最高価申込者と次順位買受申込者の該当の有無を確認します。
- ②入札参加者の皆さんの中から立会人をお願いします。
- ③最高価申込者と次順位買受申込者を発表します。

(5)公売保証金の返還

- ①最高価申込者と次順位買受申込者以外の方に納付していただいた公売保証金を返還しますので、受付番号票と公売保証金納付の際にお渡しした領収書を御用意ください。
- ②領収書の下段の「公売保証金還付領収書」に氏名を記入し、係員の指示があるまでお待ちいただきます。
- ③営利法人又は個人の営業者の方は、返還を求める実施機関の領収書に収入印紙(200円)の貼付が必要です。

(6)最高価申込者と次順位買受申込者への説明

今後の売却手続について、係員から説明がありますので、そのまま会場内でお待ちいただきます。

4. 公売参加の手引

<p>●公売参加資格</p>	<p>① 原則として、公売保証金（次の「公売保証金」の項目参照）を納付すれば、どなたでも公売に参加できます。 ただし、市町村長又は当機構管理者から公売会場への入場、入札等を制限されている者、当該税の滞納者（国税徴収法第92条、第108条該当者）、暴力団員等（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）は、公売に参加できません。</p> <p>② 代理人が入札する場合は、本人の委任状（「5. 記載例」参照）が必要です。 また、共同で入札する場合は、共同入札代表者を定め、その書面（「5. 記載例」参照）を提出してください。</p> <p>③ 公売財産が農地の場合は買受適格証明書も必要です。</p>
<p>●陳述書</p>	<p>① 令和3年1月1日施行の国税徴収法では、不動産公売における暴力団員等の買受を防止するため、見直しが行われました（第99条の2）。 これにより、入札に参加される方は、暴力団員等でないことを陳述する必要があります。 また、他者から資金の提供を受けるなどしてその指示のもと入札をされる場合は、入札を指示した者も暴力団員等でないことを併せて陳述する必要があります。</p> <p>② 入札参加者等が個人か法人によって陳述書の様式が異なります（「5. 記載例」参照）。入札をされる公売財産（売却区分番号）ごとに用意してください。 法人の場合は、役員全員に関する事項を記載した書面（「5. 記載例」参照）と併せて商業登記簿謄本の提出が必要です。</p> <p>③ 提出後の陳述書の訂正はできません。記載に不備がある場合は、入札等が無効となります。</p>

●公 売 保 証 金

① 公売保証金を必要とする公売財産については、公売保証金を納付した後でなければ入札できません。

なお、公売保証金の金額については、「2. 公売財産一覧」及び「6. 公売財産の明細」の公売保証金の欄を御覧ください。

② 公売保証金は、現金又は小切手（和歌山手形交換所加盟金融機関を支払人とする銀行振出に係るものに限る。）で、公売当日に会場で納付してください。

なお、複数の公売財産の入札に参加される方で、小切手を使用される場合は、公売財産(売却区分番号)ごとに小切手を御用意ください。（複数の公売財産の公売保証金を1枚の小切手で用意されますと、入札に参加できない場合があります。）

<p>●入札</p>	<p>① 公売財産は、売却区分番号で区分されています。入札書は所定の用紙で売却区分番号ごとに作成し、入札用封筒に入れてのり付けしてください。また、複数の公売財産について入札をされる場合も、一つの入札用封筒にまとめて入れてください。</p> <p>なお、同一人が同一区分の公売財産について重複して入札書を提出した場合は、その入札書は、いずれも無効となりますので注意してください。</p> <p>② 入札書に記載する住所は、住民登録地（法人の場合は、本店所在地）を、氏名は戸籍名を記載してください。</p> <p>③ 入札書の記載事項に誤りがあった場合等は、訂正せずに新しい入札書を係員に請求し、新たに作成してください。</p> <p>④ 入札書は入札時間内に入札箱に投入してください。また、いったん入札した入札書は、入札時間内であっても引換え、変更又は取消しをすることができません。入札箱に入れる前にもう一度、記載事項に誤りがないか確かめてください。</p>
<p>●開札</p>	<p>入札書は、入札者の面前で開札します。</p>

●最高価申込者の決定

- ① 原則として、売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者を最高価申込者として決定します。
- ② 最高価額による入札者が2人以上ある場合(同額の場合)には、これらの方の間で追加入札を行って最高価申込者を決定します。また、追加入札による最高価額も同額であるときには、くじで最高価申込者を決定します。
なお、追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札したときは、当初の価額で入札があったものとみなします。
また、くじを引かない者があるときは、公売事務に関係のない職員に代わってくじを引かせます。
さらにこれらの者は国税徴収法第 108 条により公売場所への入場、入札等を制限することがありますので注意してください。

<p>●次順位買受 申込者の決定</p>	<p>① 今回の公売財産は、次順位買受申込者の制度（国税徴収法第104条の2参照）を利用することができます。</p> <p>② 最高価申込者に次ぐ入札価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限り、）で入札した者から次順位による買受けの申込みがあった場合に、その入札者を次順位買受申込者として決定します。</p> <p>なお、次順位による買受申込者が2人以上ある場合には、くじで次順位買受申込者を決定します。</p> <p>③ 次順位申込者の決定を受けた入札者は、最高価申込者が買受けの申込みを取り消した場合（「買受申込みの取消し」の項参照）又は、最高価申込者に対する売却決定が取り消された場合等（「売却決定の取消し等」の項参照）に限り、公売財産を買い取ることができます。</p>
<p>●再度入札</p>	<p>入札者がいないとき、又は、入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を行う場合があります。</p>
<p>●買受申込みの 取消し</p>	<p>公売財産の換価について法律の規定に基づき滞納処分 of 続行の停止があった場合（地方税法第19条の7参照）には、最高価申込者及び次順位買受申込者は、滞納処分 of 続行が停止している間は、公売財産の買受申込みを取り消すことができます。</p>

<p>●売却決定</p>	<p>公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して、入札価格をもって売却決定を行います。</p> <p>なお、最高価申込者が買受けの申込みを取り消した場合等（「次順位買受申込者の決定」の項③参照）における次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。</p> <p>ただし、売却決定の日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されます。</p>
<p>●売却決定の取消し等</p>	<p>① 最高価申込者又は次順位買受申込者の決定を受けた者について、偽りの名義による買受申込みや公売の実施を妨げる行為等があった場合（国税徴収法第108条参照）には、この者に対する最高価申込者等の決定を取り消します。</p> <p>② 売却決定を受けた者が買受代金を納付期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消します。</p> <p>③ 売却決定に基づく買受代金の納付前に、公売に係る滞納租税の完納の事実が証明された場合には、その売却決定を取り消します。</p>

●公売保証金の
返還と市町村
への帰属

- ① 最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後返還します。
なお、返還を受ける者が営業者（営利法人又は営業者である個人）である場合には、公売保証金の返還に係る領収書（売却区分番号ごと）に収入印紙（200円）を貼付する必要がありますので注意してください。
- ② 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後（次順位買受申込者に対して売却決定することのないことが確定した後）に返還します。
- ③ 最高価申込者又は次順位買受申込者で売却決定を受けた者が納付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。
- ④ 買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る滞納租税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。
また、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、市町村に帰属します。
- ⑤ 最高価申込者等が暴力団員等に該当すると認められ、その決定を取り消した場合、その者の納付した公売保証金は返還します。

<p>●権利移転の時期等</p>	<p>① 原則として、買受代金の全額を納付したときに公売財産を取得します。ただし、公売財産が農地の場合は、さらに農業委員会若しくは知事の許可又は農業委員会の届出の受理が必要です。</p> <p>② 公売財産に係る危険負担は、①の時点をもって買受人に移転します。 従って、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失による損害は買受人が負担することになります。</p> <p>③ 公売財産の権利移転に伴う登録免許税等その他の費用は、買受人の負担となります。</p>
<p>●権利移転手続</p>	<p>公売財産の所有権移転登記は、和歌山地方税回収機構・市町村が行います。買受人は、買受代金納付の際に、所有権移転登記請求書に次の書類を添えて提出してください。</p> <p>(A) 売却決定通知書</p> <p>(B) 住民票又は法人登記簿抄本若しくは資格証明証</p> <p>(C) 市町村発行の固定資産評価証明書又は同通知書</p> <p>(D) 登録免許税相当額の領収証書</p> <p>(E) 登記、登記関係書類の郵送に要する郵送料</p> <p>(F) (公売財産が農地の場合) 農業委員会等の「許可書」又は「受理通知書」</p> <p>(G) 電子申請対象登記所（オンライン指定庁）管内の物件については登記識別情報の通知に関する確認書</p>

5. 記 載 例

- (1)本人が入札する場合
- (2)代理人が入札する場合
- (3)共同入札代表者が入札する場合
 - (A)入札書
 - (B)共同入札書
 - (C)共同入札代表者の届出書
- (4)委 任 状
- (5)陳述書
 - (ア)入札者が個人の場合
 - (イ)入札者が法人の場合
 - (イ-1)陳述書（法人用）別紙
- (6)陳述書別紙（資金を提供するなどして入札を指示した者がいる場合）
 - (ウ)入札を指示した者が個人の場合
 - (エ)入札を指示した者が法人の場合
 - (エ-1)入札を指示した者が法人の場合（別紙）

- (注) ○記載に当たっては、「注意事項」をよく読み、誤りや訂正のないように記載してください。
- 記載事項は、文中.....線部分の各項目を記入してください。

(1) 本人が入札する場合

住民票の住所を記載してください。
本人の氏名を記載してください。氏名にはフリガナを付けてください。

入 札 書

令和〇〇年××月△△日

和歌山地方税回収機構 管理者 様
(〇〇〇市長)

入 札 者	住所(所在地)	和歌山市〇〇通1丁目△△ ××号
	フリガナ	ワカヤマ ケンタロウ
	氏名(名称)	若山 健太郎
代 理 人	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	

アラビア数字で
はっきりと記載し
頭に¥マークを付
ける。

公売公告第〇〇〇号に基づいて入札します。

- (注意事項) 1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。
2. 字体は鮮明に、鉛筆や消せるボールペンは使用せず、インク又はボールペンで書いてください。

売却区分番号	入 札 価 額									
1	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥ 3	4	0	0	0	0	0	0
公 売 財 産 の 名 称 等										
和歌山県新宮市市〇〇字△△番××号 宅 地										

3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。
4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。
5. 住所、氏名、入札金額、入札金額の前の「金」「¥」マーク等、入札書に記入すべき事項が、記入されていないものは無効となります。
6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。
7. 入札書に記入する住所は、住民登録地（法人の場合は、本店所在地）を、氏名は戸籍名を記入してください。
8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。

次順位による買受けの申込みをします。

住所（居所）・所在地
氏名・名称

住民票の住所を記載してください。
本人の氏名を記載してください。氏名
にはフリガナを付けてください。

(2) 代理人が入札する場合

入 札 書										
和歌山地方税回収機構 管理者 様 (〇〇〇市長)							令和〇〇年××月△△日			
入 札 者	住所(所在地)	和歌山市〇 通1丁目△△番××号								
	フリガナ	ワカヤマ ケンタロウ								
	氏名(名称)	若山 健太郎								
代 理 人	住 所	和歌山市〇〇通5丁目××番△△号								
	フリガナ	キシユウ ハナコ								
	氏 名	紀州 花子								
公売公告第〇〇〇号に基づいて入札します。										
(注意事項) 1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。 2. 字体は鮮明に、鉛筆や消せるボールペンは使用せず、インク又はボールペンで書いてください。										
売却区分番号	入 札 価 額									
1	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥ 3	4	0	0	0	0	0	0
公 売 財 産 の 名 称 等										
和歌山県新宮市市〇〇字△△番××号										
宅 地										
3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。 4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。 5. 住所、氏名、入札金額、入札金額の前の「金」「¥」マーク等、入札書に記入すべき事項が、記入されていないものは無効となります。 6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。 7. 入札書に記入する住所は、住民登録地（法人の場合は、本店所在地）を、氏名は戸籍名を記入してください。 8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。										
次順位による買受けの申込みをします。										
住所（居所）・所在地										
氏名・名称										

アラビア数字で
はっきりと記載し
頭に¥マークを付
ける。

(3) 共同入札代表者が入札する場合 (A) 「入札書」

入 札 書

和歌山地方税回収機構 管理者 様
(〇〇〇市長)

この入札書 及び「共同入札書（入札書別紙）」を一緒に入札用封筒に入れて入札してください。氏名にはフリガナを付けてください。

アラビア数字で
はっきりと記載し
頭に¥マークを付
ける。

入 札 者	住所(所在地)	和歌山市〇〇通1丁目△△××号
	フリガナ	ワカヤマ ケンタロウ
	氏名(名称)	若山 健太郎
代 理 人	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	

公売公告第〇〇〇号に基づいて入札します。

- (注意事項) 1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。
2. 字体は鮮明に、鉛筆や消せるボールペンは使用せず、インク又はボールペンで書いてください。

売却区分番号	入 札 価 額									
1	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥ 3	4	0	0	0	0	0	0
公 売 財 産 の 名 称 等										
和歌山県新宮市市〇〇字△△番××号 宅 地										

3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。
4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。
5. 住所、氏名、入札金額、入札金額の前の「金」「¥」マーク等、入札書に記入すべき事項が、記入されていないものは無効となります。
6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。
7. 入札書に記入する住所は、住民登録地（法人の場合は、本店所在地）を、氏名は戸籍名を記入してください。
8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。

次順位による買受けの申込みをします。

住所（居所）・所在地
氏名・名称

入札書と一緒に入札用封筒に入れてください。

(B) 共同入札書 (入札書別紙)

実際用の紙はA4サイズです

共同入札書

備考欄に共同入札代表者の氏名及び電話番号をご記入ください。

公 売 公 告 第 〇 〇 号

売 却 区 分 第 〇 号

住 所	氏 名	持 分	備 考
<u>和歌山市〇〇通1丁目△△番××号</u>	<u>若山 健太郎</u>	<u>1/2</u>	<u>若山 健太郎</u>
<u>和歌山市〇〇通5丁目××番〇〇号</u>	<u>若山 市太郎</u>	<u>1/2</u>	<u>073-123-4567</u>

(注) 備考欄には、代表者・電話番号を記入してください。

※ 共同入札書 (入札書別紙) は、入札時、入札書と一緒に提出してください。

(C) 共同入札代表者の届出書

実際用の紙はA4サイズです

和歌山地方税回収機構管理者 様
(〇〇〇市長)

この書類は、公売当日、入札前に提出いただきます。この用紙が必要な方は、前もって和歌山地方税回収機構へお問い合わせください。

共同入札代表者の届出

令和〇〇年××月△△日公売実施の売却区分第 〇〇 号物件の入札に当たり
(住所) 和歌山市〇〇通1丁目△△番××号 (氏名) 若山 健太郎 を共同入札代表者に
定めましたのでお届けします。

令和〇〇年××月△△日

共同入札者

住 所	氏 名	持 分	電 話 番 号	備 考
<u>和歌山市〇〇通1丁目△△番××号</u>	<u>若山 健太郎</u>	<u>1/2</u>	<u>073-123-4567</u>	<u>共同入札代表者</u>
<u>和歌山市〇〇通5丁目××番〇〇号</u>	<u>若山 市太郎</u>	<u>1/2</u>	<u>073-765-4321</u>	

注) 1. 共同入札者全員を記載する。 2. 紙面不足の時は追加する。

※ 共同入札代表者の届出書は、入札前に提出してください。

※ 共同入札代表者以外の方が入札する場合は、共同入札代表者の委任状が必要です。

(4) 委任状

委任状 (文例)

令和 年 月 日

和歌山地方税回収機構管理者 様

(〇〇〇市長)

住民票の住所、氏名又は登記簿上の所在、名称を記入してください。
法人の場合は、社印及び代表者印を押印してください。

(委任者) 住所 和歌山市〇〇通1丁目△△番××号

氏名 若山 健太郎 印

電話 073 (×××) 1234

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

(受任者) 住所 和歌山市〇〇町△△△番地の×

氏名 紀州 花子

電話 073 (×××) 0234

委任事項

令和××年△△月〇〇日実施の公売に関する

- 1 公売の手續に関する一切の権限
- 2 公売保証金の納付及び返還に係る受領に関する一切の権限
- 3 入札等に関する一切の権限
- 4 上記1、2及び3に附帯する一切の権限

※(この用紙は、和歌山地方税回収機構及び当構のホームページで御用意しております。)

(5) 陳述書

(ア) 入札者が個人の場合

入札者が個人の場合					
陳述書 (個人用)					
和歌山地方税回収機構 管理者 殿 (〇〇市長)					
※内容を確認し、ロにチェックを入れてください。					
<input checked="" type="checkbox"/> 私は、暴力団員等ではありません。 暴力団員等ではないことの陳述					
※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。					
<input checked="" type="checkbox"/> 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をさせる者ではありません。 「資金を提供するなどして入札を指示した者がいない」又は「資金を提供するなどして入札を指示した者が暴力団員等ではない」ことの陳述					
※該当する場合は、ロ					
<input type="checkbox"/> 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 「資金を提供するなどして入札を指示した者」がいない場合はチェック不要					
区分番号	機構 〇-〇 号	陳述書作成日	令和 〇 年 〇 月 〇 日		
入札者(買受申込者)	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 和歌山市〇〇通1丁目△△××号	売却区分番号の数字は、アラビア数字で明確に記載してください。		
	(フリガナ)	ワカヤマ ケンタロウ	電話番号	〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇	
	氏名	若山 健太郎	住所・氏名(フリガナ)・生年月日・性別については、それらを証明する文書(住民票等)のとおり記載してください。		
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	〇 年 〇 月 〇 日	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
【注意事項】					
1 本様式は、入札者(買受申込者)が個人の場合に使用する陳述書です。 陳述書は、入札等を行う財産(区分番号)ごとに作成し、入札等までに提出してください。 提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。					
2 字体は鮮明に、鉛筆や消せるボールペンは使用せず、インク又はボールペンで書いてください。					
3 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。					
4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。					
5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。					
6 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を 他者から資金の提供を受けるなどしてその指示のもとに入札をされる場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。					

(イ) 入札者が法人の場合

		入札者が法人の場合	
<h2>陳述書 (法人用)</h2>			
和歌山地方税回収機構 管理者 殿 (〇〇市長)		陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」を併せて提出してください。	
※内容を確認し、口にチェックを入れてください。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。 <small>※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第5号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。</small> 法人の役員が暴力団員等ではないことの陳述			
<input checked="" type="checkbox"/> 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。 <small>※該当する場合は、口にす。</small> 「資金を提供するなどして入札を指示した者がいない」又は「資金を提供するなどして入札を指示した者が暴力団員等ではない」ことの陳述			
<input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 「資金を提供するなどして入札を指示した者」がいない場合はチェック不要			
区分番号	機構 〇-〇 号	陳述書作成日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
入札者 (買受申込者)	法人所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 和歌山市〇〇通1丁目△△××号 1階	
	(フリガナ)	カブシキカイシャ 若山商事	
	法人名称	株式会社 若山商事	
	代表者氏名	代表取締役 若山 健太郎	
	役員	陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」のとおり	
売却区分番号の数字は、アラビア数字で明確に記載してください。 所在地・名称(フリガナ)については、それらを証明する文書(商業登記簿等)のとおり記載してください。			
【注意事項】			
1 本様式は、入札者(買受申込者)が法人の場合に使用する陳述書です。 陳述書は、入札等を行う財産(売却区分番号)ごとに作成し、入札等までに提出してください。 提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。			
2 陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」を併せて提出してください。			
3 字体は鮮明に、鉛筆や消せるボールペンは使用せず、インク又はボールペンで書いてください。			
4 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。			
5 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。			
6 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。			
7 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者))に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者(買受申込者)がいる場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。			

(イ-1) 陳述書 (法人用) 別紙

【陳述書(法人用)別紙】

入札者が法人の場合

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する口にチェックを入れてください。

法人の役員を証する書面(商業登記簿謄本)を併せて提出してください。

1	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 和歌山市〇〇通1丁目△△××号		役職	代表取締役
	(フリガナ)	ワカヤマ タロウ			
	氏名	若山 太郎			
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	〇年 〇月 〇日	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
2	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 和歌山市〇〇通1丁目△△××号		役職	取締役
	(フリガナ)	ワカヤマ ジロウ			
	氏名	若山 次郎			
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	〇年 〇月 〇日	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
3	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 和歌山市〇〇通1丁目△△××号		役職	会計参与
	(フリガナ)	ワカヤマ サブロウ			
	氏名	若山 三郎			
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	〇年 〇月 〇日	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
4	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 和歌山市〇〇通1丁目△△××号		役職	監査役
	(フリガナ)	ワカヤマ シロウ			
	氏名	若山 四郎			
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	〇年 〇月 〇日	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
<p>住所・氏名(フリガナ)・生年月日・性別については、それらを証明する文書(住民票等)のとおり記載してください。</p> <p>法人の業務の執行又は監査に係る権限を有する者を全員記載してください。 【陳述書に記載すべき役員の種類】 株式会社及び有限会社 : 取締役、監査役、会計参与及び執行役員 合名会社、合資会社及び合同会社 : 社員 その他の法人 : 上記役員等に準ずる者</p> <p>なお、役員が法人の場合は、当該法人の役員についても陳述する必要があります。</p>					

【注意事項】

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、鉛筆や消せるボールペンは使用せず、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

(6) 陳述書別紙 (資金を提供するなどして入札を指示した者がいる場合)

(ウ) 入札を指示した者が個人の場合

【陳述書別紙】		入札を指示した者が個人の場合			
自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項					
※該当する口にチェックを入れてください。					
<input checked="" type="checkbox"/> 個人	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 和歌山市〇〇通1丁目△△××号			
	(フリガナ)	ワカヤマ ハナコ			
	氏名	若山 花子			
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	〇年 〇月 〇日	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input checked="" type="checkbox"/> 女性
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> 「資金を提供するなどして、入札を指示した者」が個人の場合、チェックを入れてください。 </div>		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> 個人の住所・氏名(フリガナ)・生年月日・性別については、それらを証明する文書(住民票等)のとおり記載してください。 </div>			
	役員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり			
【注意事項】					
1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください)。 提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。					
2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。					
3 字体は鮮明に、鉛筆や消せるボールペンは使用せず、インク又はボールペンで書いてください。					
4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。					
5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。					

(工) 入札を指示した者が法人の場合

【陳述書別紙】		入札を指示した者が法人の場合	
自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項			
※該当する□にチェックを入れてください。			
<input type="checkbox"/> 個人	住所	〒 -	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	
<input checked="" type="checkbox"/> 法人	法人所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 和歌山市〇〇通1丁目△△××号	
	(フリガナ)	カブシキカイシャ ワカヤマコウギョウ	
	法人名称	株式会社 若山工業	
	役員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり	

別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」を作成し、「法人の役員を証する書面(商業登記簿謄本)」と併せて提出してください。

「資金を提供するなどして、入札を指示した者」が法人の場合、チェックを入れてください。

法人の所在地・名称(フリガナ)については、それらを証明する文書(商業登記簿等)のとおり記載してください。

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。)
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、鉛筆や消せるボールペンは使用せず、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

(エ-1) 入札を指示した者が法人の場合 (別紙)

(別紙)

入札を指示した者が法人の場合

自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

法人の役員を証する書面(商業登記簿謄本)を併せて提出してください。

1	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 和歌山市〇〇通1丁目△△××号		役職	代表取締役
	(フリガナ)	ワカヤマ ハナコ			
	氏名	若山 花子			
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	〇年 〇月 〇日	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input checked="" type="checkbox"/> 女性	
2	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 和歌山市〇〇通1丁目△△××号		役職	監査役
	(フリガナ)	ワカヤマ ヒロユキ			
	氏名	若山 一郎			
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	〇年 〇月 〇日	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
<p>個人の住所・氏名(フリガナ)・生年月日・性別については、それらを証明する文書(住民票等)のとおり記載してください。</p> <p>法人の業務の執行又は監査に係る権限を有する者を全員記載してください。 【陳述書に記載すべき役員(範囲)の例】 株式会社及び有限会社 : 取締役、監査役、会計参与及び執行役員 合名会社、合資会社及び合同会社 : 社員 その他の法人 : 上記役員等に準ずる者</p> <p>なお、役員が法人の場合は、当該法人の役員についても陳述する必要があります。</p>					
4	住所	〒 -		役職	
	(フリガナ)				
	氏名				
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
5	住所	〒 -		役職	
	(フリガナ)				
	氏名				
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、鉛筆や消せるボールペンは使用せず、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

6. 公売財産の明細

(注) ○「公売財産の概要」、「利用状況」、「現場写真」等は、公売広報作成以前のもので、現況が変動している場合があります。

○「見取図」は公図等を基に作成されており、現況と異なる場合がありますので、必ず現地確認を行ってください。

公売財産明細書

売却区分 番号	機構4-1	見積価額	11, 100, 000円
		公売保証金	1, 110, 000円
公売財産 表示	①【土地】		
	所在	紀の川市藤崎字北田	
	地番	356番	
	地目	宅地	
	地積	223.03㎡	
	②【土地】		
	所在	紀の川市藤崎字宮ノ前	
	地番	357番	
	地目	宅地	
	地積	975.35㎡	
	③【建物】		
	所在	紀の川市藤崎字北田 356番地	
	家屋番号	356番	
	種類	居宅	
	構造	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	
	床面積	1階 49.68㎡	
		2階 24.84㎡	
	④【建物】		
	所在	紀の川市藤崎字宮ノ前 357番地	
	家屋番号	357番	
種類	作業所		
構造	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建		
床面積	497.24㎡		
	※以上 登記簿による表示		
	※一括換価の方法により公売		

<p>公売財産の概要</p>	<p>【土地の概況等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●位置・交通：対象不動産はJR和歌山線「名手」駅の南西約1.1km（道路距離）付近に位置している。 ●付近の状況：対象不動産の存する地域は、北方を国道24号線、東側を名手川、南西方を市道後田藤崎線に囲繞された標準住宅地域内に介在する住宅素地である。 ●公法上の規制等：非線引都市計画区域 用途無指定地域（建ぺい率：70%、容積率：300%） 景観計画区域・特定用途制限地域（農住共生地区） ●地形、地勢：間口約41.5m、北辺延長約31.5m、東辺延長約41.5m 南辺延長約26.5m ほぼ長方形の平坦な中間画地。 ●接面道路の状況：水路を介して幅員約4.0mの市道（後田藤崎線）にほぼ等高で接面しており、現況は床板が設置されている。 ●供給処理施設：電気、上下水道いずれも整備されている。 ●周辺の施設類：公害を生じる恐れのあるもの、一般的に嫌悪感を生じる恐れのあるものは見当たらない。
----------------	--

【建物の概況等:③家屋番号356番】

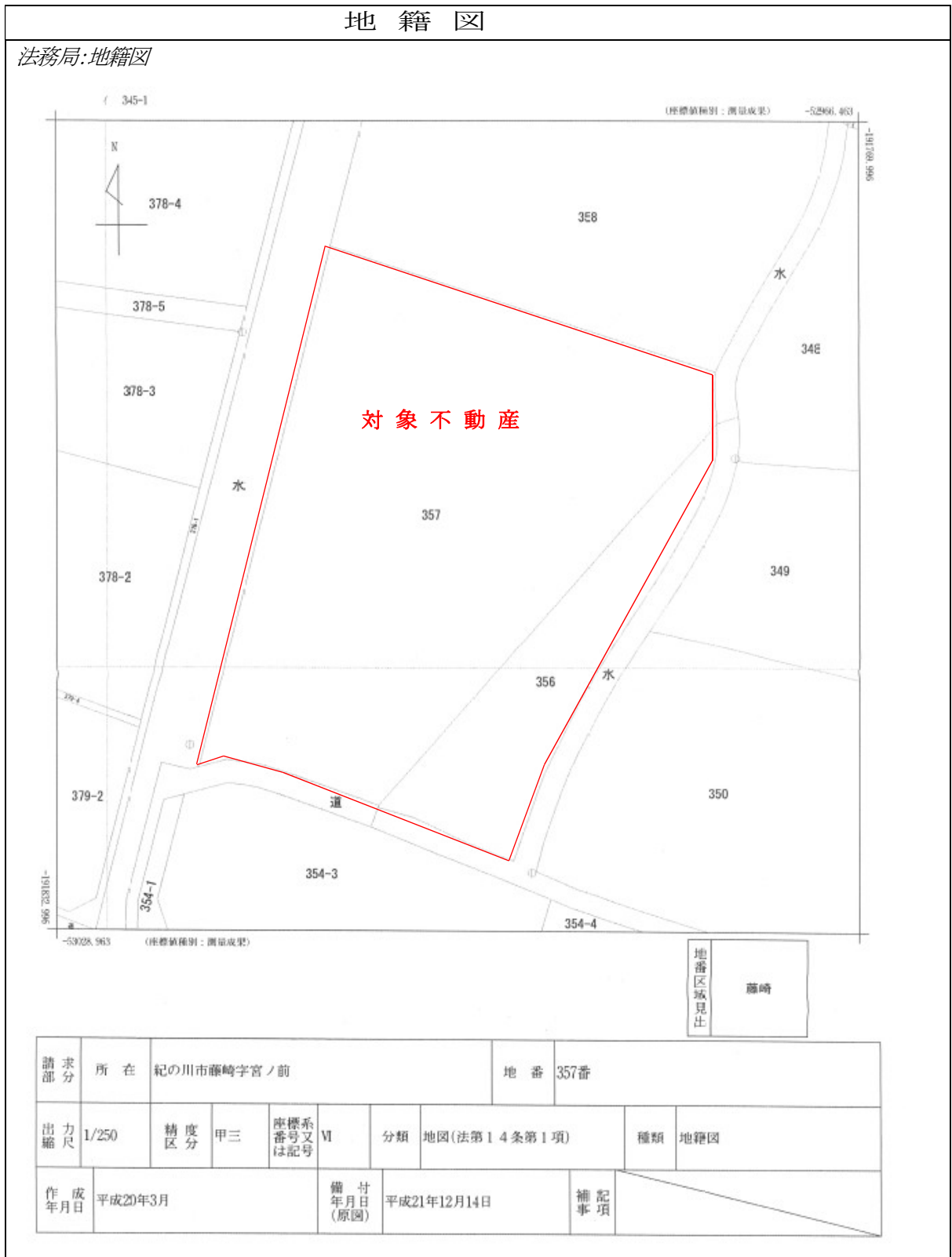
- 構 造:木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建、居宅
- 建 築 年 月 日:平成11年7月1日新築
- 維持管理状況:経年23年相応のものである。
- 使 用 状 況:医療関係の器具、備品等の倉庫として使用されている。
- 延 床 面 積:74.52㎡
- 付 属 設 備:電気設備
- 有害物質の使用:目視での調査では、規制対象の建築資材や吹付けアスベスト等の有害物質の使用は認められない。
- 耐震診断の有無:なし
- 遵 法 性:建築確認番号・平成11年4月6日 第4-16号

	<p>【建物の概況等:④家屋番号357番】</p> <ul style="list-style-type: none">●構 造:軽量鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建、作業所●建 築 年 月 日:平成7年12月1日新築●維持管理状況:経年26年であるが、内部設備は良好に管理されている。●使 用 状 況:医療機材等の保管、医療品開発を行う設備があり、令和4年2月時点では稼働していた(3月に閉所した旨の申し出有り)●延 床 面 積:497. 24㎡●付 属 設 備:電気・上下水道設備●有害物質の使用:目視での調査では、規制対象の建築資材や吹付けアスベスト等の有害物質の使用は認められない。●耐震診断の有無:なし●遵 法 性:建築確認番号・平成7年10月26日 第10-135号
--	--

<p>利用 状況</p>	<p>【利用状況等(現況)】※令和4年2月聴取時点</p> <p>公売対象の不動産内部には、医療関係の資材が点在している。未開封で商用価値のありそうな物から、一部使用済みで廃棄物に該当しうるものまで混在しているので、物品の精査が必要になると思われる。</p> <p>また、クリーンルームや大型冷蔵庫、特殊な蒸留器など、一般的に市場で流通していない設備類があり、転用しないのであれば撤去費用等が相応に必要となることが考えられる。なお、メンテナンスは定期的に行われており、現状は使用していないが、通電さえすればすぐに使用できる状態であるとの物件所有者の話があった。現況を確認した際、目視にて確認する限りは確かにその様子であった。</p> <p>設備類に関しての所有権は物件所有者に属すると考えられるが、一部リースや別名義での所有権が生じている可能性もあるため、所有者に対し確認を要すると思われる。</p>
------------------	---

<p>その他 公売 条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●公売財産は一括して公売します。 ●買受人は、公売物件の明渡し等について、占有者との協議を必要とします。 ●境界の確定は、隣接地所有者と協議してください。 ●図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。 ●公売財産の現況や権利関係、法的規制等は、公売財産明細書等の関係資料のほか、登記簿等の公簿類、関係官庁、現地調査などで十分に内容を御確認の上、入札してください。 なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しないように留意してください。現地確認は、必ず御自身で行ってください。 ●図面、現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。 ●買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。 ●和歌山地方税回収機構は、引渡しの義務を負いません。 ●公売財産上にある未登記建物及び動産等は、公売の対象外です。 ●未登記建物については、占有者等と明け渡し等について協議を要します。 ●公売財産内の動産類やゴミ等の撤去、占有者等の立退きなどは全て買受人自身で行ってください。和歌山地方税回収機構は関与いたしません。 ●公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者及び和歌山地方税回収機構に担保責任は生じません。 ●和歌山地方税回収機構は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税など)は買受人の負担となります。 ●公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札結果をもって行います。 ●税の納付等により公売を中止することがありますので、入札前に御確認ください。
--------------------------	---

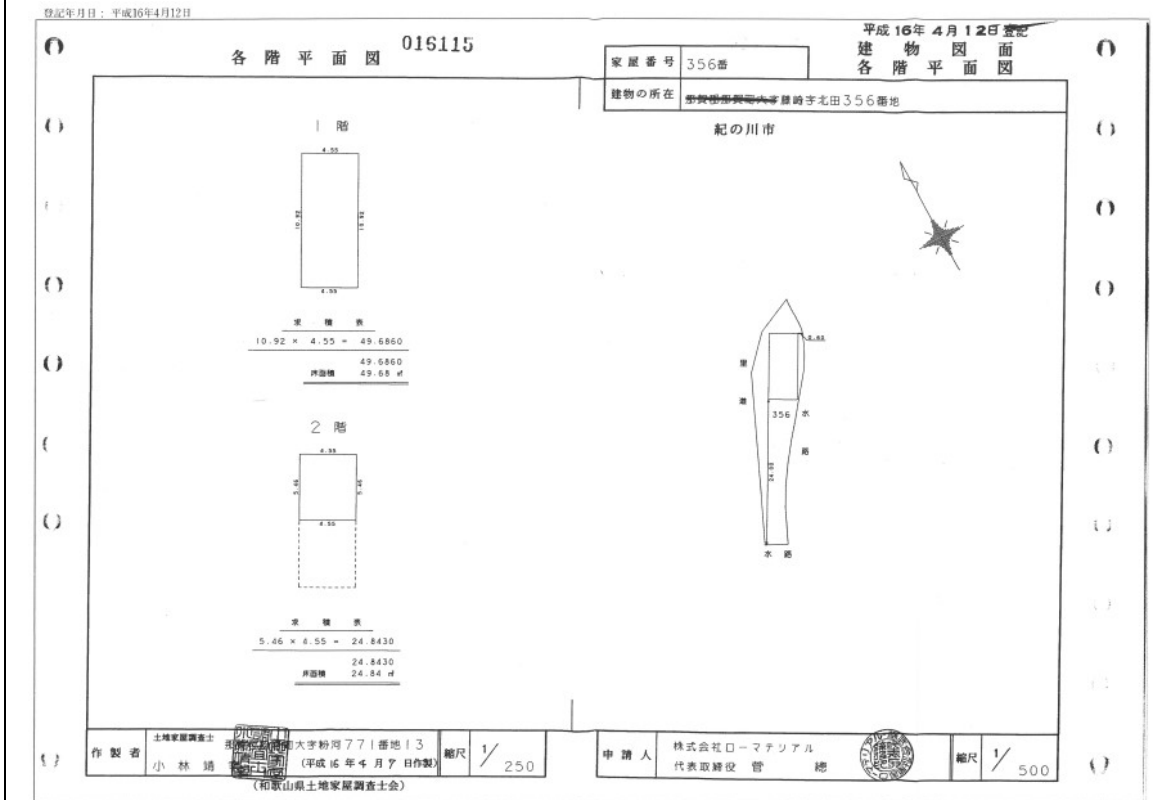




(注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

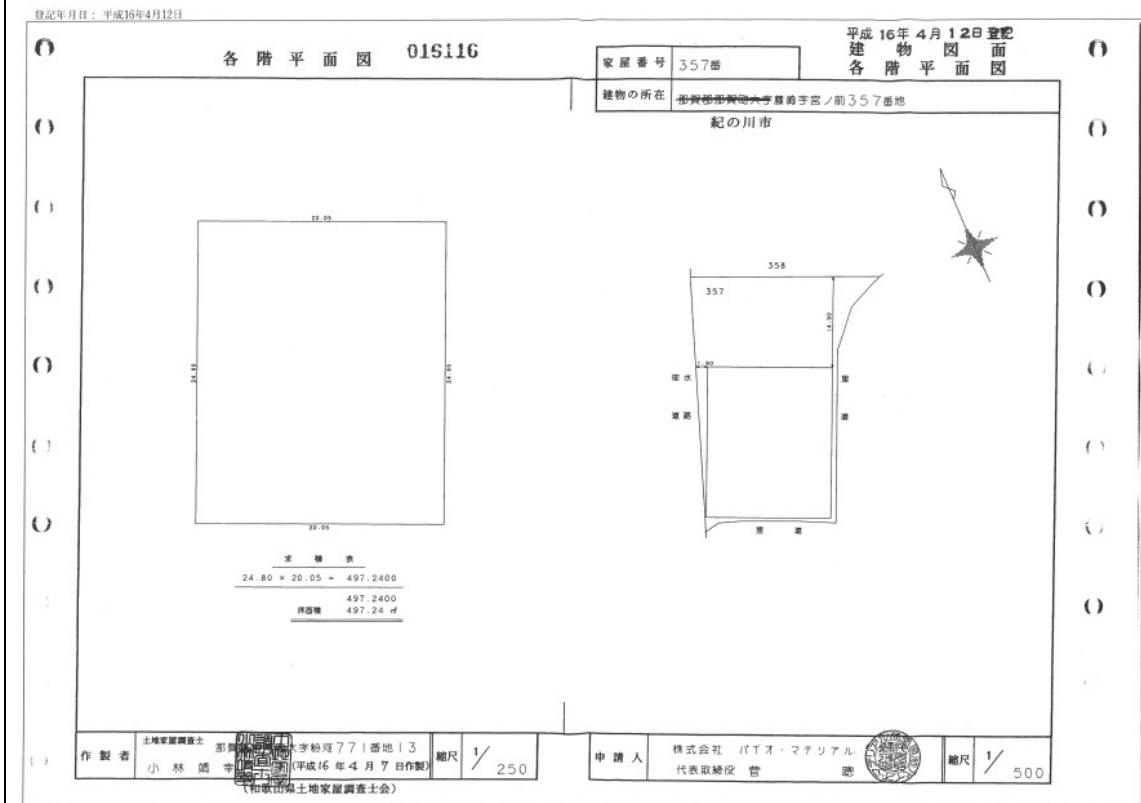
建物図面・各階平面図

法務局: 建物図面・各階平面図
(家屋番号: 356番)



建物図面・各階平面図

法務局:建物図面・各階平面図
(家屋番号:357番)



現況写真

(建物番号357 北西側から)



(建物番号357 南西側から)



写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

現況写真

(建物番号357 南西側から)



(建物番号357 南東側から)



写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

現況写真

(建物番号357 南東側から)



(建物番号357 内部クリーンルーム)



写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

現況写真

(建物番号357 内部設備類)



(建物番号356 正面から)



写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

公売財産明細書

売却区分 番号	機構4-2	見積価額	3,056,000円
		公売保証金	310,000円
公売財産の 表示	<p>①【土地】 所在地 御坊市塩屋町北塩屋字峠 地番 662番7 地目 宅地 地積 234.90㎡</p> <p>②【土地】 所在地 御坊市塩屋町北塩屋字峠 地番 662番8 地目 宅地 地積 45.82㎡</p> <p>※以上 登記簿による表示 ※一括換価の方法により公売</p>		
	公売財産の 概要	<p>対象不動産は、紀州鉄道「西御坊」駅の南東約1.3km(直線距離)付近に位置し、近隣地域の範囲は対象地の東方約150m、北方約30m、南方約120mの宅地地域である。 当該地域は、御坊市ほぼ中心部に位置する塩屋町北塩屋地区に所在し、一般住宅、店舗等が混在する地域である。 対象不動産は、バス停「天田橋」から東方徒歩約3分の距離にある。 対象不動産は、北側が幅員約4.5mの舗装市道に面し、路面とほぼ等高の平坦地で、間口(北側)約10m×奥行(西側)約20mの長方形画地である。</p>	

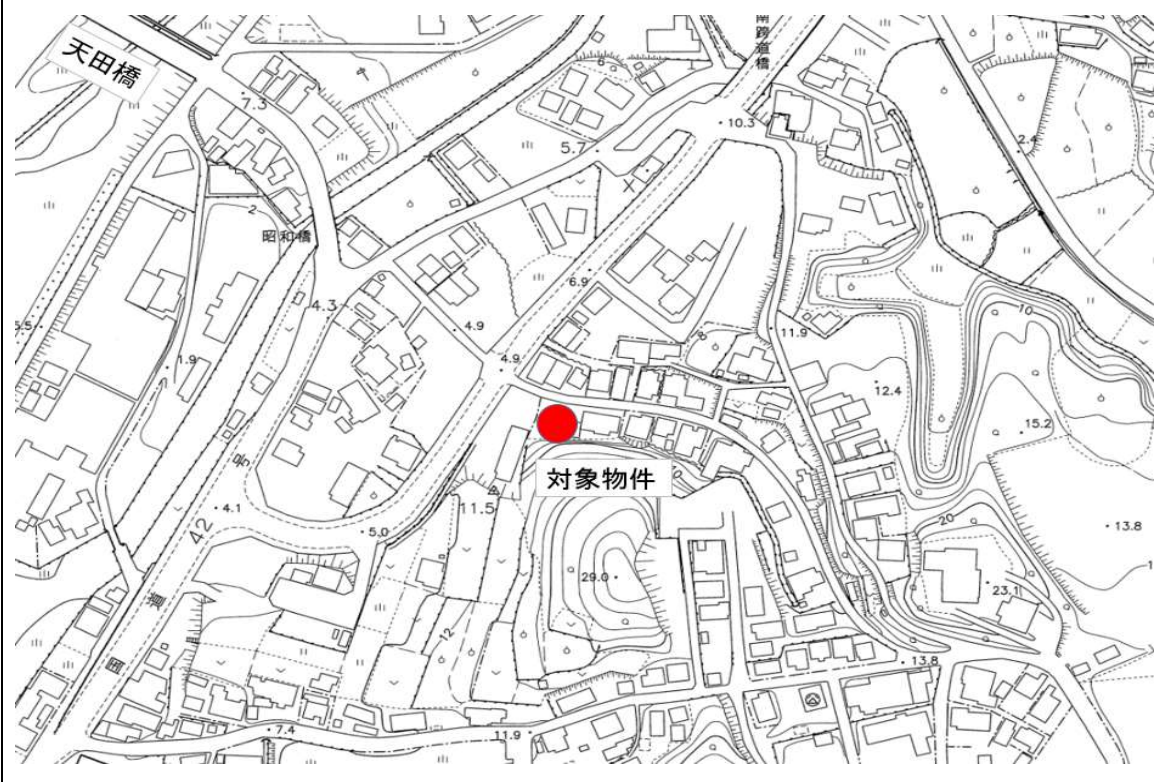
法的規制等 利用状況	<p>【利用状況】 供給処理施設 電気、水道及び排水施設等の敷設は可能</p> <p>【法的規制等】 非線引都市計画区域(無指定地域) (建ぺい率 70%、容積率 200%) 文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地「天田古墳群」に指定</p> <p>◆対象不動産(土地)上には、未登記建物(土地所有者が建築したとの聞き取り情報。およそ幅180cm×奥行210cm×高さ250cm)が存在している。</p>
---------------	---

<p>その他 公売 条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●公売財産は一括して公売します。 ●買受人は、公売物件の明渡し等について、占有者との協議を必要とします。 ●境界の確定は、隣接地所有者と協議してください。 ●図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。 ●公売財産の現況や権利関係、法的規制等は、公売財産明細書等の関係資料のほか、登記簿等の公簿類、関係官庁、現地調査などで十分に内容を御確認の上、入札してください。 なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しないように留意してください。現地確認は、必ず御自身で行ってください。 ●図面、現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。 ●買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。 ●和歌山地方税回収機構は、引渡しの義務を負いません。 ●公売財産上にある未登記建物及び動産等は、公売の対象外です。 ●未登記建物については、占有者等と明け渡し等について協議を要します。 ●公売財産内の動産類やゴミ等の撤去、占有者等の立退きなどは全て買受人自身で行ってください。和歌山地方税回収機構は関与いたしません。 ●公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者及び和歌山地方税回収機構に担保責任は生じません。 ●和歌山地方税回収機構は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税など)は買受人の負担となります。 ●公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札結果をもって行います。 ●税の納付等により公売を中止することがありますので、入札前に御確認ください。
--------------------------	---

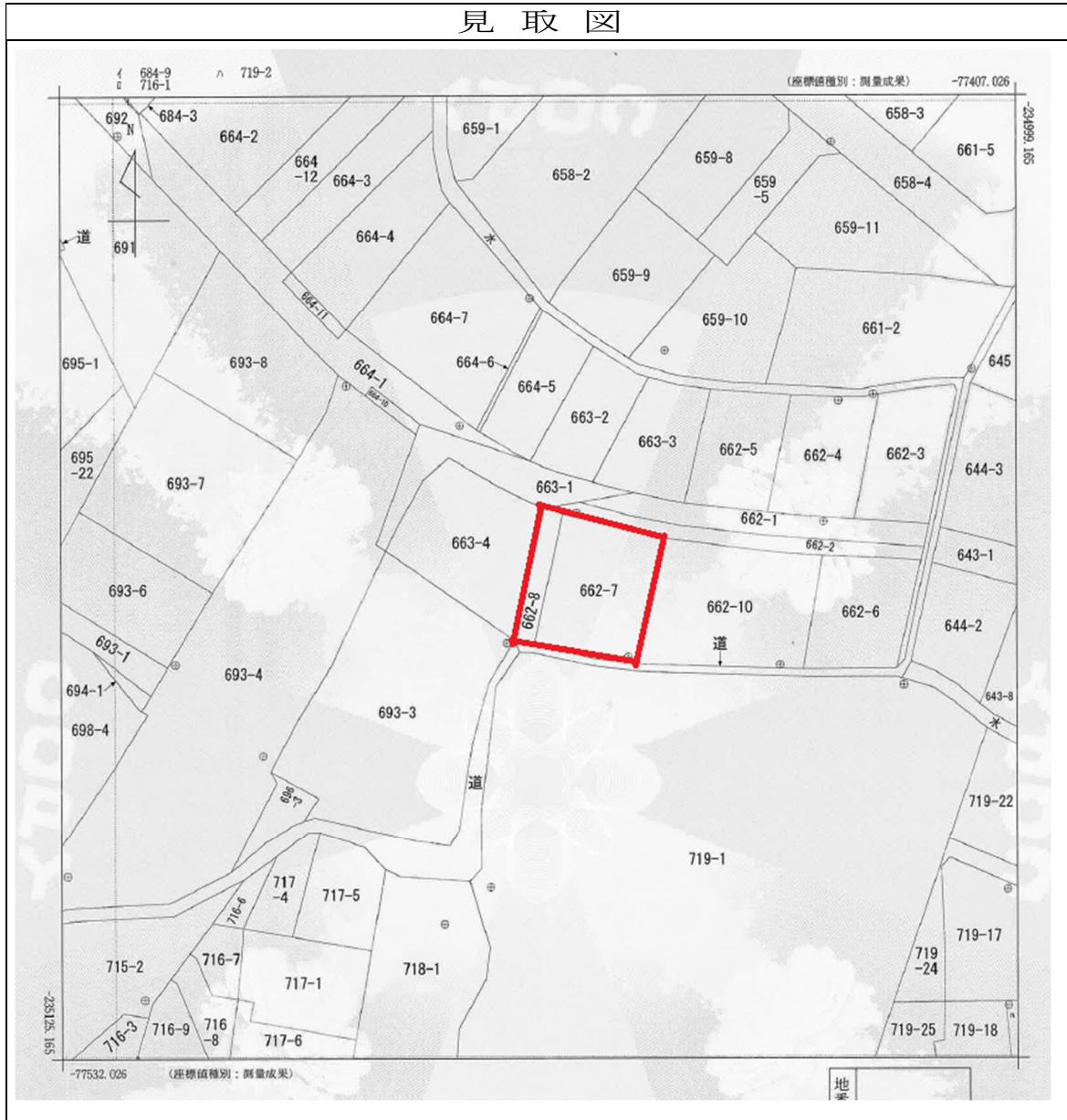
所在図(広域)



所在図(詳細)



(注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。



現況写真

現場北西側から撮影



現場北側から撮影

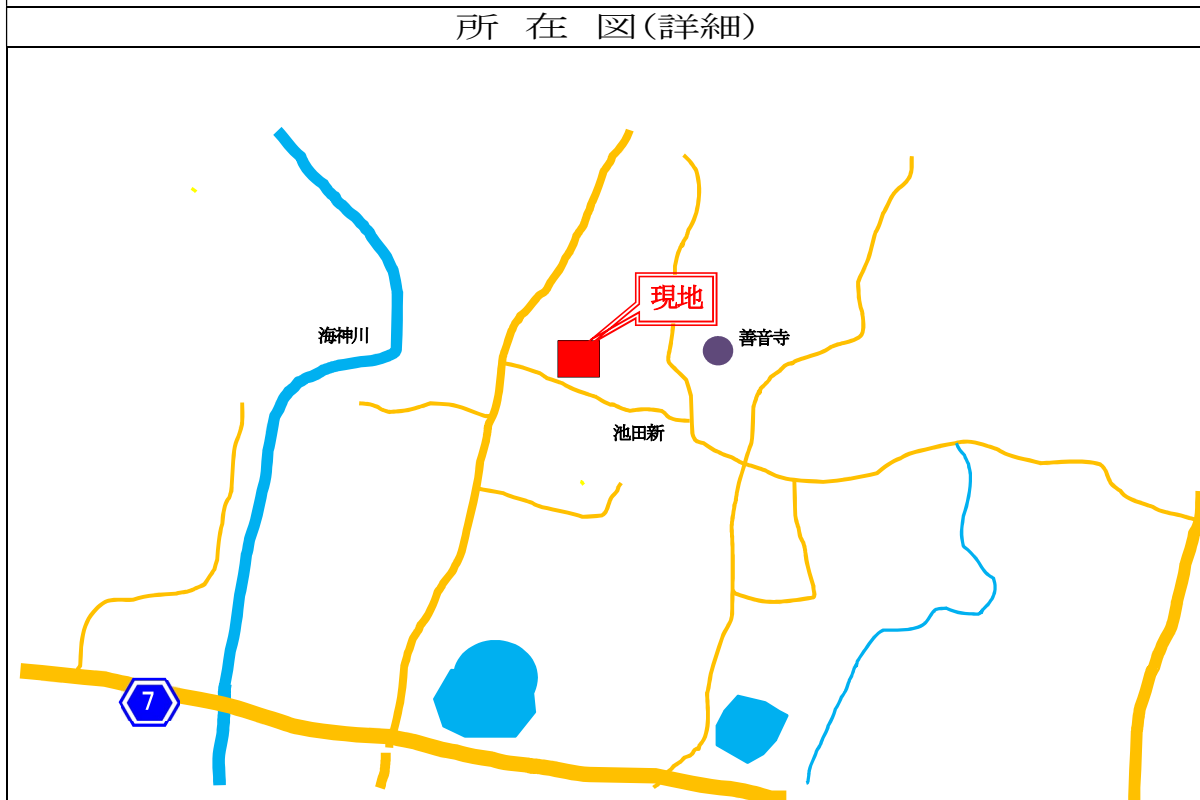
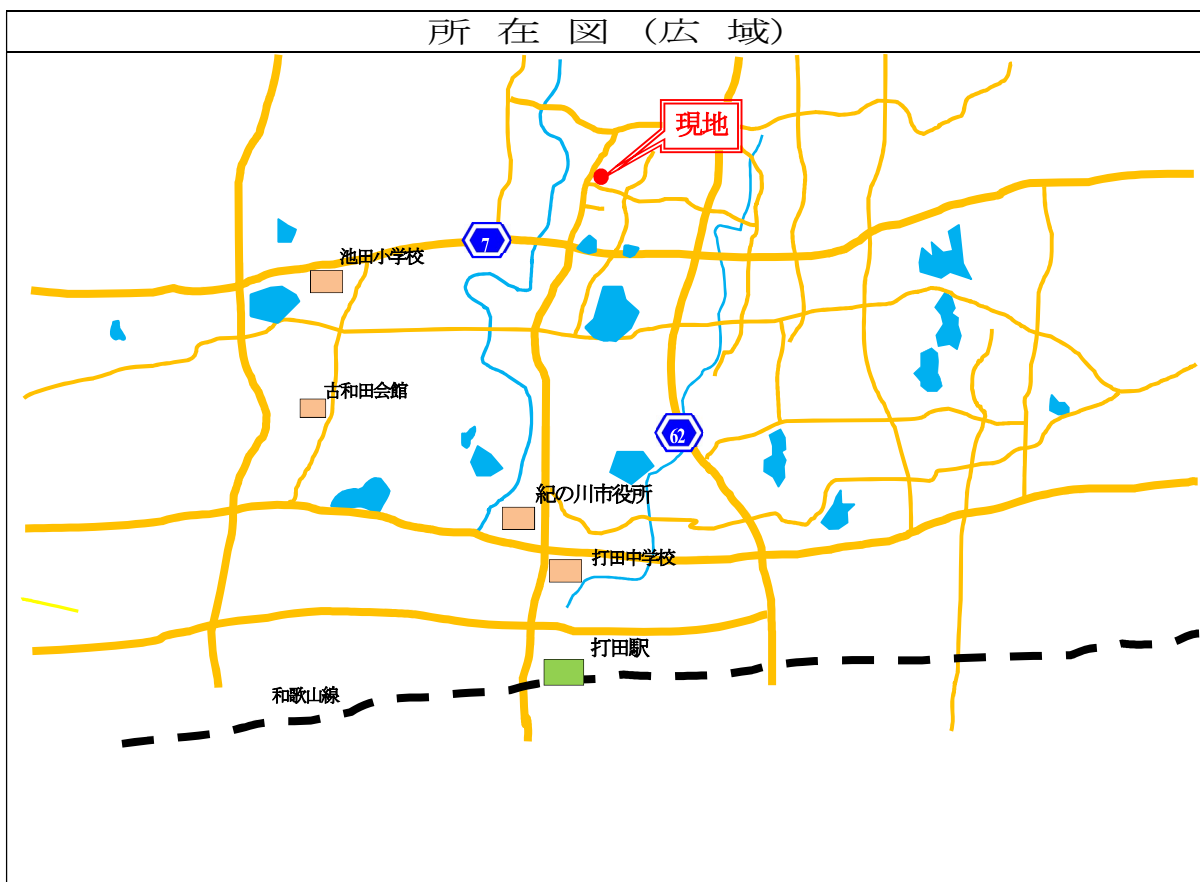


注) 写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

公売財産明細書

売却区分 番号	紀市1-1	見積価額	4,320,000円
		公売保証金	440,000円
公売財産の 表示 一括で 公売	<p>①【土地】</p> <p>所在地 紀の川市池田新字梅ノ木 地番 338番1 地目 宅地 地積 494.61㎡</p> <p>②【建物】</p> <p>所在地 紀の川市池田新字梅ノ木338番地1 家屋番号 338番1の1 種類 居宅 構造 鉄骨造スレート葺2階建 床面積 1階 126.61㎡ 2階 59.33㎡</p> <p>※以上 登記簿による表示 ※一括換価の方法により公売</p>		
	公売財産の 概要	<p>対象不動産は、JR 和歌山線打田駅の北方約1.7km(直線距離)に位置する。 対象不動産の属する地域(近隣地域)は対象不動産の東約300m、西約70m、南約200m、北約300mの範囲内の農家集落地域である。 土地は南側において幅員約2mの舗装市道に面する。間口約20m、奥行約25m、規模は約500㎡のほぼ長方形地で、路面とほぼ等高の土地である。</p>	

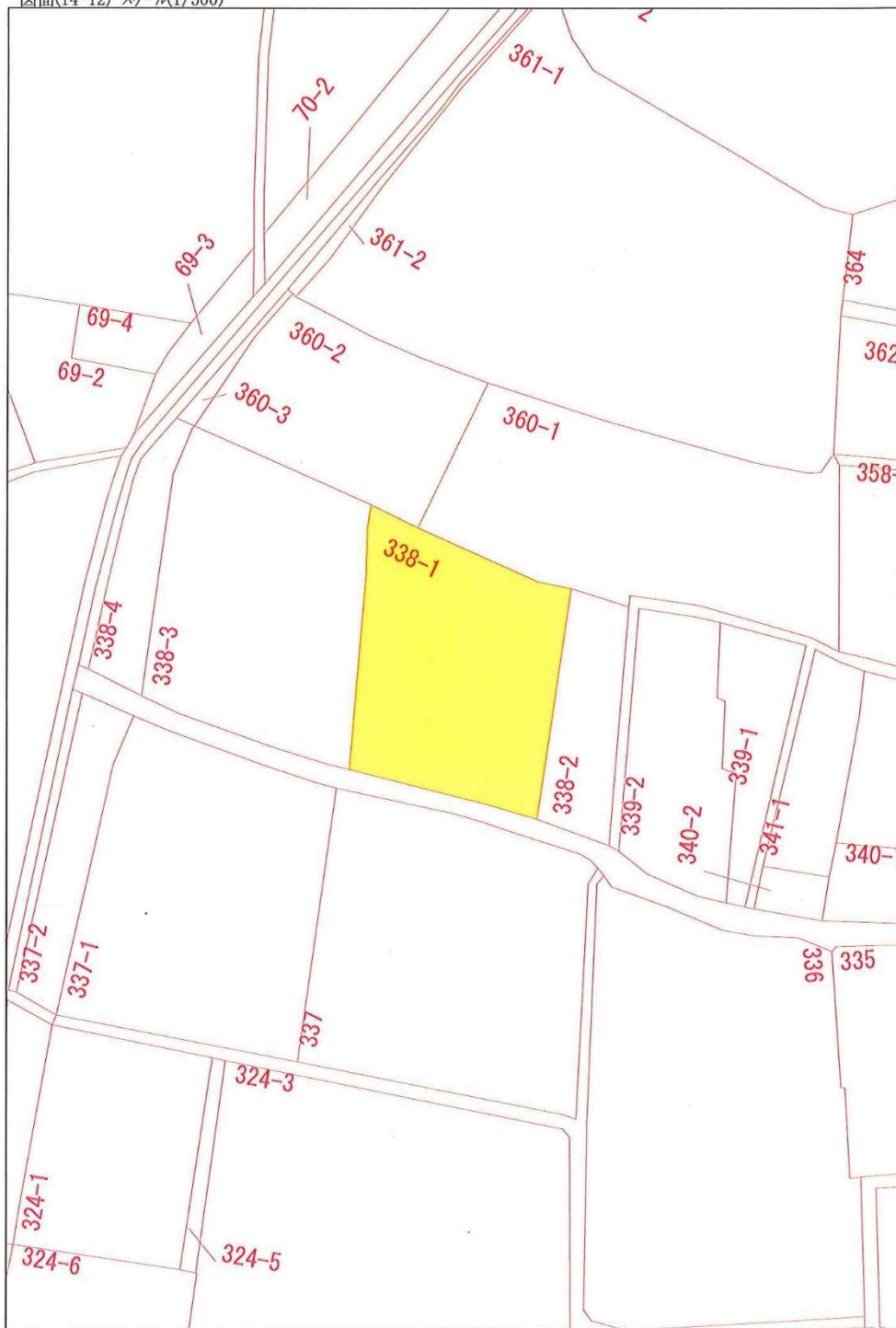
<p>利用状況 法的規制等</p>	<p>非線引都市計画区域で用途地域の指定はない(指定建ぺい率70%、指定容積率20%)。</p> <p>対象不動産は、建物が所在する建付地。文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地内にはない。また土壌汚染の有無については、異常な事項はない。また旧土地台帳で履歴調査を行ったところ、昭和62年頃の住宅地図では住宅の敷地であったものと思われる。土壌汚染の可能性は少ないものと判断できる。建物は平成7年12月新築の鉄骨造スレート葺2階建。建物内部の維持管理の状態は不明であるが、外観からの観察では普通である。尚、対象建物には所有者が居住している。</p> <p>供給処理施設</p> <p>上水道 あり 都市ガス なし 下水道 なし 下水については、浄化槽か否かは未確認</p>
<p>その他 公売 条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●境界は、隣接地所有者と協議してください。 ●公売財産上にある動産等は、公売の対象外です。 ●買受人は物件の明渡しについて、占有者と協議を要します。 ●図面と現況が異なる場合には、買受代金納付時の現況を優先します。 ●買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。 ●公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。 ●図面・現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。 ●公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認の上で入札してください。当該物件について関係公簿等を閲覧するほか、十分な調査を行った上で入札してください。現地確認などは、御自身で行ってください。 ●紀の川市は引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者等の立ち退きなどは全て買受人自身で行ってください。紀の川市は関与しません。 ●公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者及び紀の川市に担保責任は生じません。 ●紀の川市は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。 ●権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税など)は買受人の負担となります。 ●税の納付等により、公売を中止する場合があります。



(注) 地図はおおよその場所を示しているのので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

見取図

図面(14-12) スケール(1/500)



2019年6月28日出力

現況写真

南から撮影



北東から撮影



注) 写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

公売財産明細書

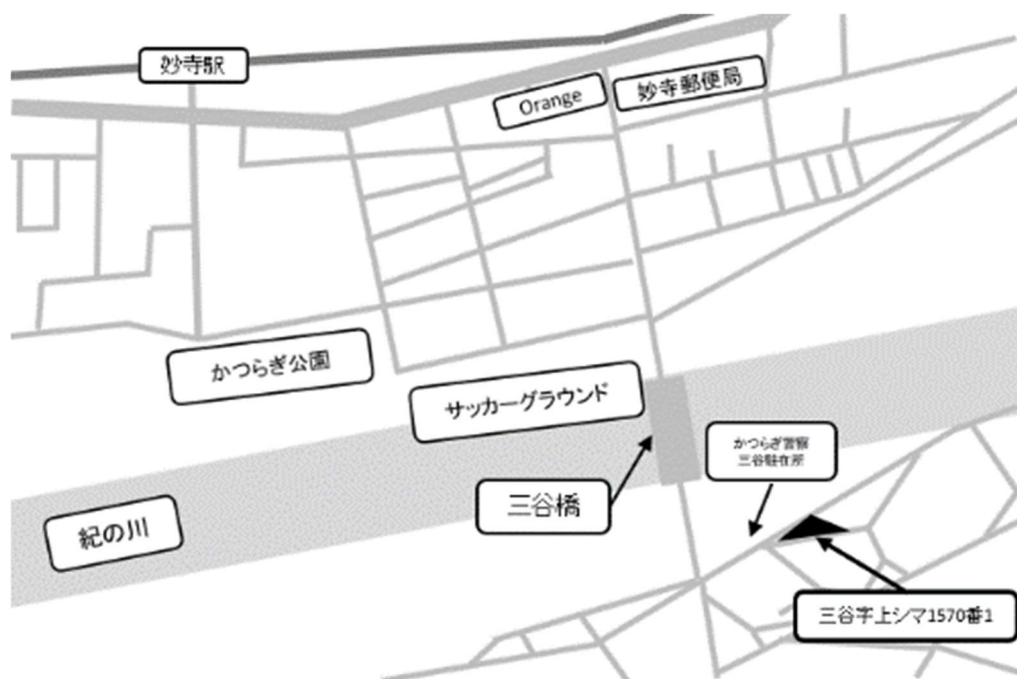
売却区分 番号	か町1-1	見積価額	360,000円
		公売保証金	36,000円
公売財産 表示	①【土地】		
	所在	伊都郡かつらぎ町大字三谷字上シマ	
	地番	1570番1	
	地目	宅地	
	地積	359.31㎡	
	②【建物】		
	所在	伊都郡かつらぎ町大字三谷字上シマ	
	地番	1570番地1、1571番地1	
	家屋番号	1570番1	
	種類	居宅・物置	
	構造	木造瓦葺2階建	
	床面積	1階	63.55㎡
		2階	87.99㎡
	附属建物の表示		
	符号	1	
種類	居宅・物置		
構造	木造瓦葺2階建		
床面積	1階	74.64㎡	
	2階	110.38㎡	
※以上 登記簿による表示			
※一括換価の方法により公売			

公 売 財 産 の 概 要	位置	JR 妙寺駅から南東方向約 950 メートル（直線距離）に位置する。
	土地の辺長	東側の辺長約 12m、西側の辺長約 4m、長辺約 53m
	土地の形状	縦長の台形。周辺の道路より下がった位置に土地と家がある。
	指定地の該当有無	埋蔵文化財包蔵地もしくは文化財関係の指定地ではない。
	土壌汚染の有無	土壌汚染対策法における指定区域ではない。
	都市計画区域	未線引都市計画区域
	用途地域	指定なし
	建坪率	70%
	容積率	200%
	防火規制	指定なし
	整備状況	電気整備済、上下水道は未整備。草木の手入れが無く繁茂している。
	家の使用状況	無し。家全体の 80%以上が腐敗しており、一部倒壊、一部穴が空いている等、一見して使用できる状況にない。家の前の三谷 1570-6 の土地には植木鉢に花が植えられていたり、新しいペットボトルなどが置かれている等、使用されている形跡有。
道路状況	南の道路は軽自動車一台分通ることも難しい。 北の道路は車が対向できるほどの幅あり。	
周辺の状況	南側は密集した住宅地である。 北側は道路を挟んで紀の川と隣接している。	

その他 公売条件	<p>その他注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●境界については、隣接地所有者と協議すること。 ●公売財産上にある動産等は公売の対象外である。 ●図面と現況が異なる場合には買受代金納付時の現況を優先する。 ●買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに公売財産を取得する。 ●内容を十分に確認の上、入札すること。 ●図面、現況写真等はおおよその位置を示すもので、現況と異なる場合あり。 ●かつらぎ町は引渡しの義務を負わない。 ●かつらぎ町は公売財産内の動産類やごみなどの撤去、建物の解体などに関与しない。 ●公売財産に隠れた瑕疵があっても現所有者及びかつらぎ町に担保責任は生じない。 ●かつらぎ町は買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行う。 権利移転に伴う費用は買受人の負担とする。 ●税の納付などにより公売を中止する可能性有。
-------------	---

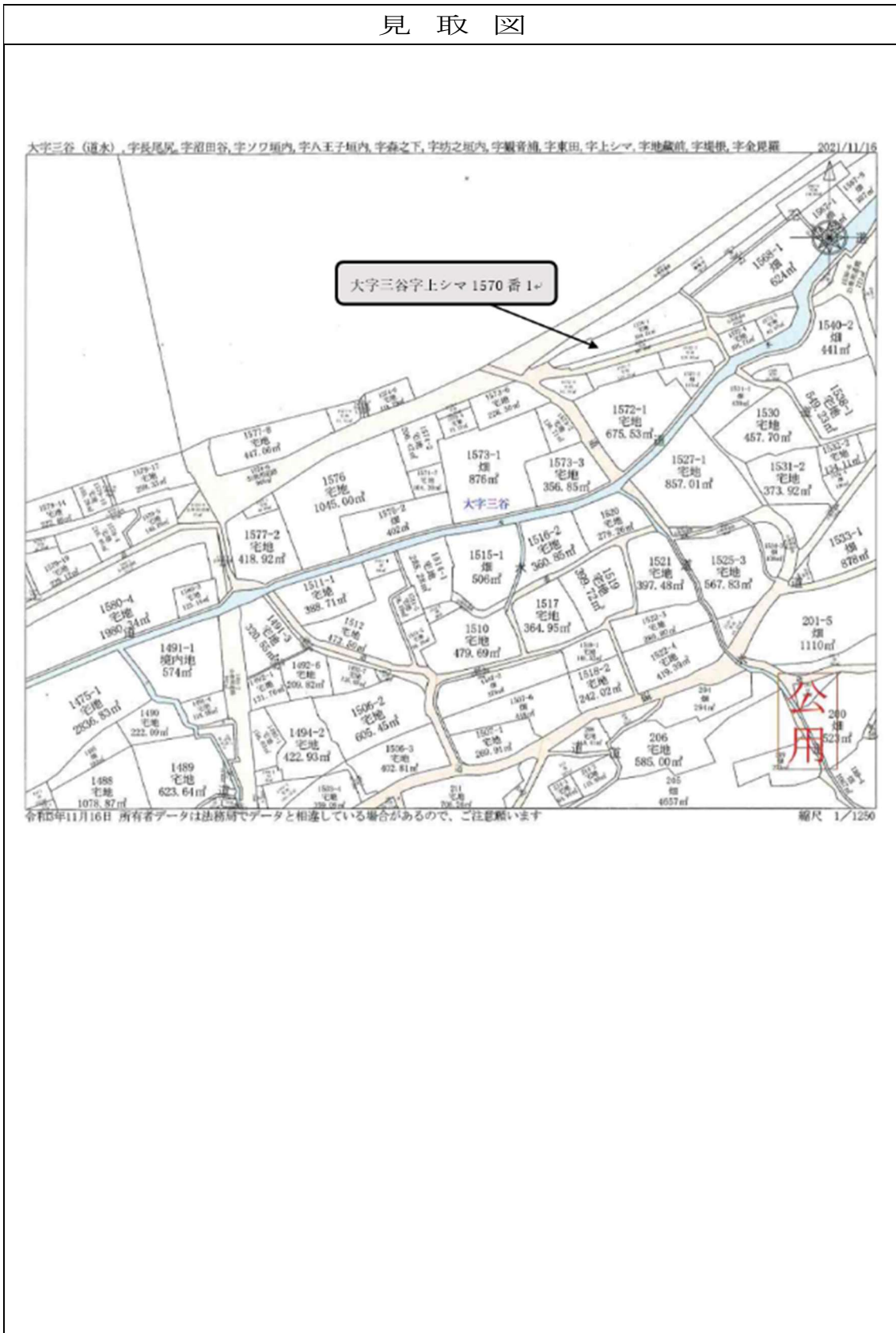
所在図(広域)

(所在地)



(注) 地図はおおよその場所を示しているのので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

見取図



(注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

現況写真(全体)

東から撮影



西から撮影



北東から撮影



現況写真(建物)

東から順に撮影

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦ ①の建物を北東から撮影



現況写真(整備状況)

建物中央付近を北側の道路から撮影



西から撮影

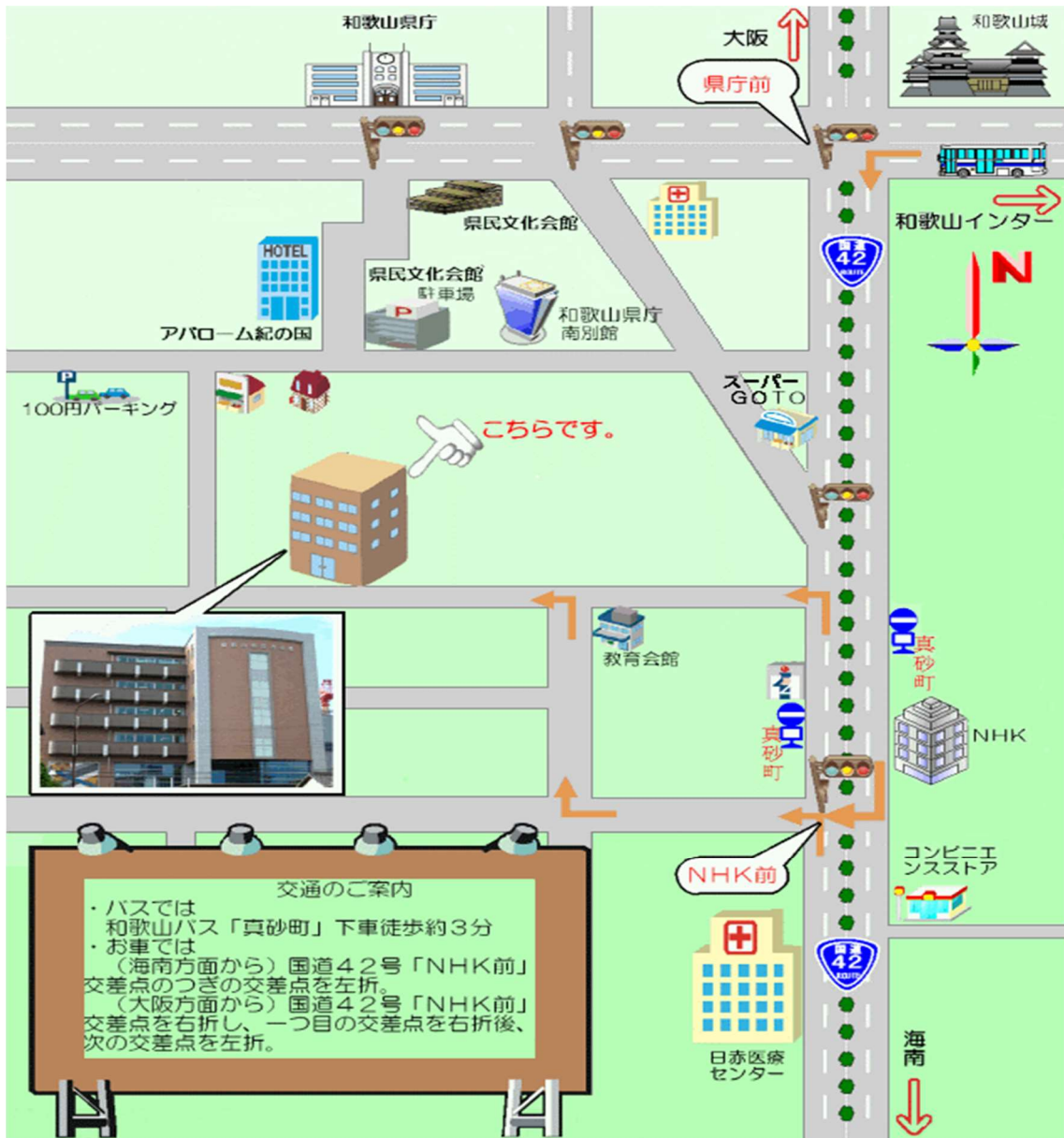


公売建物と北側の道路の間の窪みを北側の道路から撮影



7. 公売会場の御案内

会場	和歌山県自治会館 3階306会議室 (所在地) 和歌山市茶屋ノ丁2番1
----	--



◎会場に関するお問い合わせ先

和歌山地方税回収機構 「不動産公売担当」 電話 073-422-3640